

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(抜粋)

新	旧
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(補助目的、補助対象事業等)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物(沿道ブロック塀を除く)を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業(ただし、耐震診断費補助事業及び耐震改修設計費補助事業については令和5年3月31日までに着手する事業、耐震改修費補助事業については令和5年3月31日までに耐震改修設計費補助事業に着手する事業に限る。国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物に係る事業を除く。)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(補助目的、補助対象事業等)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物(沿道ブロック塀を除く)を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業(ただし、耐震診断費補助事業及び耐震改修設計費補助事業については平成35年3月31日までに着手する事業、耐震改修費補助事業については平成35年3月31日までに耐震改修設計費補助事業に着手する事業に限る。国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物に係る事業を除く。)</p> <p>以下 (略)</p>

新

別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)			
補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事等に要する経費。
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の内容、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率(注4)を乗じた額	①耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×51,200円 ②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×83,800円 ③免震工法等特殊な工法による建替工事においては、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×32,600円を限度として①に加算することができる。(ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認めたものに限る。) ④特に倒壊の危険性が高い建築物(耐震診断の結果、Ia値が0.3未満のもの)については、①にかかわらず、延床面積(平方メートル)×56,300円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。	①対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1)耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 (2)地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。 ②要緊急安全確認大規模建築物においては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている又は位置付けられることが確実なものであること。 ③要安全確認計画記載建築物(防災拠点)においては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。 ④設計の完了後、原則として5年以内に工事に着手するものに限る。	③耐震改修又は建替の結果により、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)においては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)においては補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。ただし、要緊急安全確認大規模建築物においては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

旧

別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)			
補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事等に要する経費。
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の復元、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率(注4)を乗じた額	①耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×51,200円 ②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×83,800円 ③免震工法等特殊な工法による建替工事においては、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×32,600円を限度として①に加算することができる。(ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認めたものに限る。)
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。	①対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1)耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 (2)地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。 ②要緊急安全確認大規模建築物においては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている又は位置付けられることが確実なものであること。 ③要安全確認計画記載建築物(防災拠点)においては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。	③耐震改修又は建替の結果により、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)においては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)においては補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。ただし、要緊急安全確認大規模建築物においては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。